

よくある質問 Q&A

〔 脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業 (省CO2型プラスチック高度リサイクル設備導入事業) 〕

これまで、事業者の方から多く寄せられた質問を掲載しております。これ以外の質問は、当財団までお問い合わせください。

Q1 これまでリサイクルできなかったものへの量的な拡大とはどのようなことを指すのか。

A1 処理するプラスチックにおいて、機器導入前は焼却、埋立を行っていた、又は技術的にリサイクルが困難で貯留されていたなどの廃プラスチック含まれており、設備導入後はそのプラスチックがマテリアル又はケミカルリサイクルにより製品化されることです。なお、その量がリサイクル増加量として、CO2削減量にカウント出来ます。

Q2 より高品質な再生素材の製造を可能とする高度な設備とはどのようなものか。

A2 ケミカルリサイクルの油化やガス化など、バージン材と同等の品質の原料を生成する設備やPETのリサイクルにおいてボトル to ボトルとするための結晶化・重合設備など、或いはマテリアルリサイクルにおいて、従前はタイヤの素材にリサイクル出来なかったものをタイヤ to タイヤに出来るようにする冷凍破碎設備などを想定しています。

Q3 省CO2型プラスチック高度リサイクル設備導入事業において、補助対象となる設備或いは補助対象外となる設備はどのようなものか。

A3 省CO2型プラスチック高度リサイクル設備導入事業の中の汎用的な機器を組み合わせるプラントにおける補助対象設備は異物除去、洗浄、選別などリサイクルに直接的に必要となる設備及びその間のコンベアであり、補助対象外となる設備は貯留タンクなど間接的に必要となる付帯設備、或いは設備の駆動に必要なコンプレッサなど補器類になります。直接的な設備かどうか不明な場合は当財団までお問い合わせください。

なお、「その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備」には、電力会社から電気を受けるための受変電設備等を含みます。受変電設備には、各設備へ配電するための配電設備、及び配電設備から各補助対象設備への配線・配管工事等は補助対象内としますが、受変電設備及び配電設備においては、新設、増設の場合のみで、改修は含みません。

また、受変電設備、配電設備の補助対象経費の算出において、補助対象内外が共用する設備は設備容量按分で算出します。なお、将来の設備増設などを考慮した過剰分及び予備等は補助対象外と

します。

Q4 再生素材を海外で加工する場合は、応募は可能か。

A4 再生素材の最初の加工が国内で行われることが要件となっていますが、海外で加工し、製品が日本へ全量戻る場合は可能です。また、加工とは、成形やコンパウンド製造等、ペレット等の再生素材を原料として加工を行うことを意味します。

Q5 製造された再生素材の国内資源循環が安定的に見込めるものであることとは具体的にはどのようなことか。

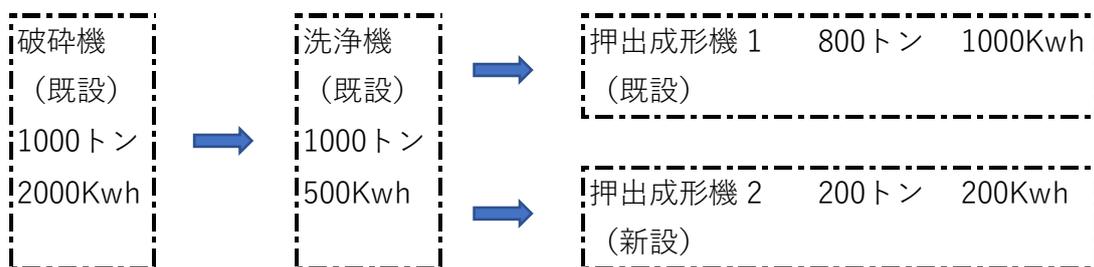
A5 補助対象設備の耐用年数9年間に於いて、製造した再生素材の一次加工（コンパウンドを含む）が国内で行われることとなります。なお、補助事業が完了した年度を含め4年間、その内容について事業報告書（公募要領9ページ）を提出することとなります。

Q6 CO2削減量の計算における再生素材の増加量はどのように記入すれば良いか。

A6 再生素材の増加量は補助対象設備により、今まで焼却や埋め立などしていた廃プラスチック類をリサイクルする量を指します。

Q7 CO2削減量における既存機器の割合とはどのように算出すれば良いか。

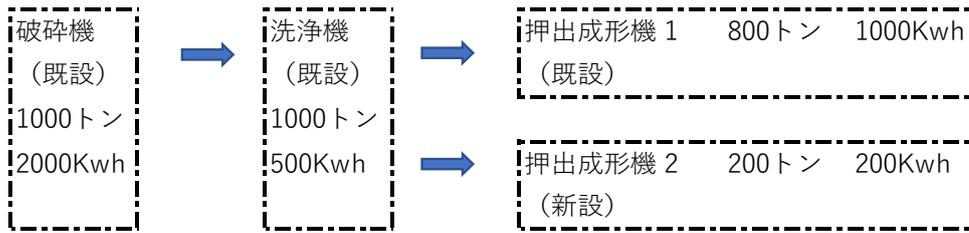
A7 再生素材を製造するのに必要な電力量の内、増加する再生素材量に必要な電力量の割合を指します。簡単な例をつぎに示します。



増加する再生素材に必要な電力量は

$$2000 \times \frac{200}{1000} + 500 \times \frac{200}{1000} + 200 = 700\text{Kwh}$$

破砕機、洗浄機の既存機器の割合は、 $\frac{200}{1000} = 0.2$ になります。



増加する再生素材に必要な電力量は

$$2000 \times \frac{200}{1000} + 500 \times \frac{200}{1000} + 200 = 700\text{Kwh}$$

破碎機、洗浄機の既設機器の割合は、 $\frac{200}{1000} = 0.2$ になります。